全国 ぜんこく しぎかいじゅんぽう
市議会旬報
平成29年（2017年）４月５日 毎月3回5の日に発行
第2008号
発行 全国市議会議長会
〒102-0093
東京都千代田区平河町2-4-2
代表 TEL 03(3262)5234
旬報 TEL 03(3262)2309
発行人 井原 好英
http://www.si-gichokai.jp

28年度各委員会要望結果の概要

①地方行政②地方財政③社会文教④産業経済⑤建設運輸―の各委員会は、28年7月、11月にそれぞれ委員会を開催。要望書を決定し、要望事項の実現に向け、政府・与党の要職者をはじめ、地元選出国会議員などに対し要望活動を行った（本紙1984号、1985号、1997号、1998号に掲載。なお、各委員会の要望書は本会ホームページ「全国市議会議長会メニュー」→「要望・決議等」→「○○○○委員会」に掲載している）。

本紙では、第92回定期総会（28年5月31日開催）、第101回評議員会（28年11月9日開催）の部会提出議案に関係する要望項目などを取り上げながら、各委員会の要望結果の概要を掲載する（部会提出議案は本会ホームページ「要望・決議等」→「全国市議会議長会」に掲載）。

今号では、地方行政委員会について掲載する。残りの4委員会については、次号以降、順次掲載していく。

地方行政委員会

地方行政委員会の28年度の要望は①地方分権改革の推進②地方創生の推進③地方議会の権能強化等④地方議会議員の厚生年金への加入⑤消防防災体制の充実強化⑥過疎地域の自立促進⑦合併市町村に対する支援の拡充⑧社会保障・税番号制度導入に係る取組強化⑨基地対策関係予算の確保等⑩治安対策の強化等⑪北方領土返還⑫竹島の領有権確立⑬日米地位協定の抜本的な改定⑭人権救済制度の確立―についての14項目を大きな柱とした。

以下に要望結果の概要を掲載する。

1　地方分権改革の推進

さらなる義務付け・枠付けの見直し、都道府県から基礎自治体へのさらなる権限移譲、提案募集方式における提案事項の実現などを要望した。

28年12月20日に「平成28年の地方からの提案等に関する対応方針」が閣議決定され、提案196件中、150件（76・5％）が実現・対応とされた（本紙2001号4面に掲載）。

第144回地方行政委員会の模様

また、この対応方針を踏まえた「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」（第7次地方分権一括法案）が29年3月3日、国会に提出されている（3面に記事）。

2　地方創生の推進

①まち・ひと・しごと創生事業費の安定的確保②地方創生推進交付金等の弾力的な運用―などを要望した。

①について。29年度地方財政計画に、まち・ひと・しごと創生事業費が引き続き1兆円計上されている。

②について。地方創生推進交付金の交付上限額やハード事業割合などについて、運用の弾力化が行われる。

3　地方議会の権能強化等

さらなる地方議会の権能強化などを要望した。

「地方自治法等の一部を改正する法律案」（29年3月10日国会提出）において、長は決算不認定の場合に、不認定を踏まえた必要な措置を講じたときに、速やかに内容を議会に報告し、公表するとされている（3面に記事）。

4　地方議会議員の厚生年金への加入

地方議会議員の厚生年金加入のための早急な法整備を要望した。

29年3月23日現在、実現には至っていない。

5　消防防災体制の充実強化

28年11月の要望書に、28年度で終了となる緊急防災・減災事業債の29年度以降の継続と対象事業、財政措置の拡充を追加して要望した。

緊急防災・減災事業債は、東日本大震災に係る復興・創生期間である32年度まで継続するとされ、29年度は地方財政計画に28年度と同額の500億円が計上された。

また、▽J―ALERTの新型受信機の導入・情報伝達手段の多重化▽消防の共同化に伴う高機能消防指令センターの整備▽指定避難所におけるWi―Fiなどの整備―が対象事業に追加された。

6　過疎地域の自立促進

28年11月の要望書に、①過疎地域における事業用資産の買い換えの場合の特例措置、事業用設備等に係る特別償却の適用期間の延長、対象業種への農林水産物等販売業の追加②27年国勢調査結果を反映した過疎法の見直しに当たり、現行過疎市町村の引き続きの指定、過疎対策事業債の対象事業のさらなる拡充―を追加して要望した。

①について。特例措置は3年間、特別償却は2年間、それぞれ適用期間が延長され、対象事業に農林水産物等販売業が加えられた。

②について。29年3月16日に衆議院を全会一致で通過した過疎法改正案では、過疎地域の要件の追加、市町村立の中等教育学校、特別支援学校、専修学校、各種学校の対象事業への追加などの規定がある。

7　合併市町村に対する支援の拡充

28年11月の第101回評議員会における中国部会提出議案「合併特例債の適用期間の再延長について」の要望内容にもあった合併特例債の発行

【2面へ続く】

【1面から続く】

期限の延長などを要望した。29年度地方債計画では、発行期限に変更はなかった。

8　社会保障・税番号制度導入に係る取組強化

①統合端末の安定稼動の維持②交付申請中の住民の転入に伴う手続に係る事務処理特例のさらなる延長―などを要望した。

①について。28年10月31日までにマイナンバーカードの交付通知書の送付の滞留が解消され、今後は、カードの交付から通知書の発送まではおおむね1カ月以内となる見込み。

②について。28年12月31日まで延長された特例については、当分の間延長するとされた。現在、恒久化に向け協議されている。

9　基地対策関係予算の確保等

①基地交付金・調整交付金②基地周辺対策経費―の所要額確保などを要望した。

①について。29年度総務省予算において、両交付金合わせて28年度と同額の355億円が確保された。

②について。29年度防衛省予算において、歳出ベースで28年度より28億円増の1220億円が確保された。

10　治安対策の強化等

暴力団等による組織犯罪、薬物組織犯罪への取り組みの強化などを要望した。

29年度警察庁予算では、組織犯罪対策の推進に28年度と同額の44億円が確保され、総合的な暴力団対策、薬物事犯対策、来日外国人犯罪対策―などの推進が図られる。

11　北方領土返還

第92回定期総会と第101回評議員会における北海道部会提出議案「北方領土問題の早期解決等について」の要望内容を含めて、①対ロ外交交渉の強力な推進②国内・国際世論の喚起のための啓発活動、青少年に対する北方領土教育の充実、返還要求運動の後継者育成―などを要望した。

①について。28年12月の日ロ首脳会談のプレス向け声明では、安倍晋三・内閣総理大臣とプーチン・ロシア大統領が、北方四島での共同経済活動の協議開始が平和条約締結への重要な一歩になり得ると相互理解に達し、平和条約問題を解決する真摯な決意を表明したとされている。

②について。29年度内閣府北方対策本部予算において、28年度より90万円増の16億700万円が確保され、若年層を対象とした次世代啓発の強化に予算の重点化が図られる。

12　竹島の領有権確立

竹島の領有権確立に向け、さらなる国内世論の喚起や国際社会へのアピールなどの対策の強化を要望した。

29年2月22日の竹島の日を前に、内閣官房領土・主権対策企画調整室、島根県、同県隠岐の島町により共同で啓発ポスターが作成され、全国の自治体などに配布された。

また、文部科学省から公表された小中学校の次期学習指導要領の改訂案（▽小学校＝32年度から▽中学校＝33年度から）では、竹島が「我が国の固有の領土である」ことが初めて明記されている。

13　日米地位協定の抜本的な改定

第92回定期総会における九州部会提出議案「日米地位協定の抜本的な改定について」の要望内容と同様に、地位協定の抜本的な改定を要望した。

29年3月23日現在、抜本的な改定には至っていない。29年1月16日、日米地位協定の軍属に関する補足協定が署名された。軍属の範囲の明確化、通常居住者の軍属からの除外などが図られる。地位協定に関する補足協定の作成は、27年に締結された環境補足協定に続いて2例目となる。

14　人権救済制度の確立

人権教育・啓発の推進、実効性ある人権救済制度の確立を要望した。

28年12月9日、部落差別のない社会を実現するため「部落差別の解消の推進に関する法律」が成立した。基本理念、国・地方公共団体の責務などが定められている。

29年度法務省予算において、共生社会の実現に向けた人権擁護施策の推進として、28年度より4200万円増の33億8300万円が確保された。

2020年東京オリンピック・パラリンピックを一つの契機とした総合的な施策の推進が図られる。

第145回地方行政委員会の模様

共同編集：全国市議会議長会・全国町村議会議長会

議員研修誌　月刊　地方議会人

A4判・68頁・定価752円（年間購読料9,024円）

【2017年3月号】
特集：震災から6年
「復興・創生」に向けて
巻頭言：地方自治と脳の仕組み　玄侑宗久
・大震災から6年、これからの復興の方向　恩田　馨
・地方創生と東日本大震災からの復興　室崎益輝
・「復興を支える」から「新しいまちづくり」へ、WORK FOR にっぽんの取り組み　青柳光昌

【連載】
・議会紹介 ver.4　田口一博
◆教養講座
質問力で高める議員力・議会力　土山希美枝
◆議員研修講座
・市町村議員のためのよくわかる地方交付税　進龍太郎
・市町村議員のためのよくわかる地方債　澤田洋一
◆第31回町村議会広報
全国コンクール総評・講評

ご注文・問い合わせは
TEL 03-3264-2520　又は FAX 03-3264-2867
URL http://chuobunkasha.com/

株式会社
中央文化社

第7次分権一括法案が閣議決定

―10法律を一括改正―

政府は3月3日、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」（第7次地方分権一括法案）を閣議決定し、国会に提出した。

同法案は「平成28年の地方からの提案等に関する対応方針」（28年12月20日閣議決定＝**本紙2001号4面に掲載**）のうち、対応・実現のため、法改正が必要な事項を盛り込んだもの。①事務・権限の移譲4法律②義務付け・枠付けの見直しなど6法律―の10法律を一括して改正する。対応方針、一括法案は、ともに内閣府ホームページ（http://www.cao.go.jp/bunken-suishin/kakugiketteitou/kakugiketteitou-index.html）に掲載されている。

本紙では、市区が対象に含まれる事項を掲載する。

【事務・権限の移譲】

大分市提案の「指定障害児通所支援事業者の指定等の権限の都道府県から中核市への移譲」については、重点事項とされていた（＝**本紙1983号4面などに掲載**）。同事業者の業務管理体制の整備に関する届出の受理、立入検査などの事務・権限が中核市へ移譲される。

中核市には、ほかに指定障害福祉サービス事業者等に関する同様の事務・権限が移譲される。

なお、宇都宮市提案の幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定等の事務・権限の指定都市・中核市への移譲については、指定都市のみに移譲される。

【義務付け・枠付けの見直し】

地方公共団体が審査請求を不適法却下する場合における議会への諮問手続が事後報告に見直される。

27年に豊田市、松山市が提案した「公営住宅の明渡請求の対象となる高額所得者の収入基準の条例化」については、政令で定める基準に従い、条例で設定可能となる。

公営住宅関係では、同じく27年に提案された▽公営住宅建替事業における現地建替要件▽公営住宅入居者である認知症患者等の収入申告義務―が緩和される。

そのほか、▽農業共済事業を行う市町村等に対する家畜共済事業実施の義務付けの緩和▽特別支援学校への就学のための経費支弁事務におけるマイナンバー制度による情報連携の項目追加―などがなされる。

自治法等改正案が閣議決定

―決算不認定時の議会への報告規定を整備―

政府は3月10日、「地方自治法等の一部を改正する法律案」を閣議決定し、国会に提出した。改正は第31次地方制度調査会（会長＝畔柳信雄・（株）三菱東京UFJ銀行特別顧問）が28年3月に安倍晋三・内閣総理大臣に提出した答申の内容を含むもの（**答申の抜粋は本紙1970号7～6面に掲載**）。法律案は、要綱などと併せて、総務省ホームページ（http://www.soumu.go.jp/menu_hourei/k_houan.html）に掲載されている。

決算不認定の場合の長の対応措置などについて発言する岡下会長
【第31次地制調第27回専門小委（27年11月30日開催）】

自治法の一部改正に関する事項は、①地方公共団体の財務に関する事務等の適正な管理及び執行を確保するための方針の策定等②監査制度の充実強化③決算不認定の場合における地方公共団体の長から議会への報告規定の整備④地方公共団体の長等の損害賠償責任の見直し等―が主な柱となる。

①では、都道府県知事、指定都市の市長に、内部統制に関する方針の策定と必要な体制整備を義務付ける（そのほかの市町村長は努力義務）。方針を策定した長は、毎会計年度、方針と整備した体制について、評価報告書を作成し、議会に提出、公表しなければならないとする。

②では、監査委員に監査基準に従った監査等を義務付ける。監査基準は監査委員が定め、直ちに公表しなければならない。総務大臣は監査基準の策定・変更についての指針の提示と必要な助言を行う。このほか、▽勧告制度の創設▽条例による議選監査委員の選任の義務付けの緩和（※）▽監査専門委員の創設（※）をできることとするほか、条例により包括外部監査を実施する地方公共団体の実施頻度の緩和（※）を行うとしている。

③では、自治法第233条に第7項として、「普通地方公共団体の長は、（略）決算の認定に関する議案が否決された場合において、当該議決を踏まえて必要と認める措置を講じたときは、速やかに、当該措置の内容を議会に報告するとともに、これを公表しなければならない。」を加える。長が決算不認定を踏まえた措置を講じた場合に、議会への報告、公表を義務付ける。

④では、長や職員等の地方公共団体に対する損害賠償責任について、その職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がないときは、条例で賠償責任額を限定し、それ以上の額を免責する旨を定めることができる（免責に関する参酌基準、責任の下限額は国が設定）。また、議会は住民監査請求の後に、損害賠償請求権などの放棄の議決をするときは、あらかじめ監査委員の意見を聴かなければならないとする。

施行期日は平成32年4月1日。ただし、②の文中（※）、③は30年4月1日。

なお、全国市長会は2月27日、地方自治法等の一部を改正する法律案について、意見を提出。④の損害賠償責任の見直しに関し、参酌基準、免除の下限額について、委縮効果を低減する観点、長の任期等も踏まえ適切に設定されたいとしている。

東日本大震災六周年追悼式

政府主催による「東日本大震災六周年追悼式」が3月11日、国立劇場で行われ、岡下勝彦会長（高松市議会議長）が参列した。

追悼式では、文仁親王同妃両殿下のご臨席のもとに、遺族の方々をはじめ、内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長、最高裁判所長官、各界代表が参列。午後2時46分から1分間、黙とうをささげた。

安倍総理の式辞に続いて、文仁親王殿下がおことばを述べられた。この後、衆参両院議長、最高裁長官、遺族代表が追悼の辞を述べ、参列者による献花が行われた。

政府は2月、哀悼の意を表するため、追悼式の当日に、各府省・公署・学校・会社などは弔旗の掲揚を、国民は黙とうをささげるよう協力を要望する閣議了解をしている。

安倍総理式辞

本日ここに、文仁親王同妃両殿下の御臨席を仰ぎ、「東日本大震災六周年追悼式」を挙行するに当たり、政府を代表して謹んで追悼の言葉を申し上げます。

かけがえのない多くの命が失われ、東北地方を中心に未曾有の被害をもたらした東日本大震災の発生から6年の歳月が流れました。

最愛の御家族や御親族、御友人を失われた方々のお気持ちを思うと、今なお哀惜の念に堪えません。ここに改めて、衷心より哀悼の意を捧げます。また、被災された全ての方々に心からお見舞いを申し上げます。

被災地に足を運ぶ度、震災から6年を経て、復興は着実に進展していることを実感します。インフラの復旧がほぼ終了し、住まいの再建や産業・生業の再生も一歩ずつ進展するとともに、福島においても順次避難指示の解除が行われるなど、復興は新たな段階に入りつつあることを感じます。しかしながら、今なお12万人の方が避難され、不自由な生活を送られています。

被災者の方々お一人お一人が置かれた状況に寄り添いながら、今後とも心と身体のケアや新たな地域社会の形成など、復興の進展に応じた切れ目のない支援に力を注ぎ、更に復興を加速してまいります。

同時に、震災による大きな犠牲の下に得られた貴重な教訓を、常に顧みながら、英知を結集して、防災対策を不断に見直してまいります。政府一丸となって、災害に強い、強靭な国づくりを進めていくことを、改めてここに固くお誓いいたします。

震災の発生以来、地元の方々の御努力を始め関係する全ての方々の大変な御尽力に支えられながら復興が進んでまいりました。日本各地のみならず、本日ここに御列席の世界各国・各地域の皆様からも、多くの温かく心強い御支援を頂きました。改めて、心より感謝と敬意を表したいと思います。

東日本大震災の教訓と我が国が有する防災の知見や技術を世界の皆様に役立てていただくことは我々の責務であり、今後、防災分野における国際貢献を一層強力に進めてまいります。

我が国は、幾度となく国難と言えるような災害に見舞われてきましたが、その度に勇気と希望をもって乗り越えてまいりました。今を生きる私たちも、先人たちに倣い、手を携えて前を向いて歩んでまいります。

御霊の永遠に安らかならんことを改めてお祈り申し上げるとともに、御遺族の皆様の御平安を心から祈念し、私の式辞といたします。

平成29年3月11日

内閣総理大臣　安倍晋三

【出典＝首相官邸ホームページ（表記もこれに従った）】

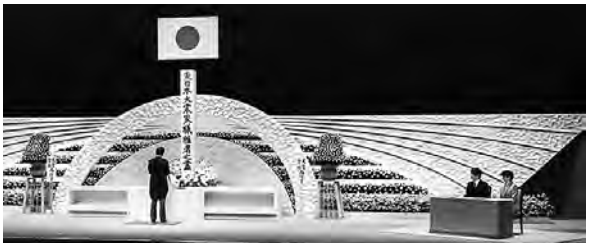

式辞を述べる安倍総理
【出典＝首相官邸ホームページ】

議会人事

▼議長
▽岩出　吉本勧曜（2・20）
▽甲州　丸山国一（2・22）
▽橿原　細川佳秀（2・22）
▽北九州　井上秀作（2・22）
▽上野原　尾形幸召（2・23）
▽香取　眞本丈夫（2・23）
▽瑞浪　石川文俊（2・23）
▽大野　山崎利昭（2・27）
▽本庄　小林　猛（2・28）
▽今治　中村卓三（2・28）
▽西条　伊藤孝司（2・28）
▽中間　山本慎悟（2・28）
▽つがる　天坂昭市（3・2）
▽前橋　金井清一（3・2）
▽御坊　山田勝人（3・3）
▽白山　小川義昭（3・6）
▽渋川　須田　勝（3・7）
▽各務原　岡部秀夫（3・8）
▽大分　野尻哲雄（3・10）

▼副議長
▽岩出　山本重信（2・20）
▽甲州　岡部紀久雄（2・22）
▽橿原　松尾高英（2・22）
▽北九州　木下幸子（2・22）
▽上野原　川島秀夫（2・23）
▽香取　平野和伯（2・23）
▽瑞浪　榛葉利広（2・23）
▽西之表　小倉初男（2・23）
▽日南　濱中武紀（2・27）
▽本庄　冨田雅寿（2・28）
▽三豊　横山　強（2・28）
▽今治　谷口芳史（2・28）
▽西条　岡村重治（2・28）
▽中間　安田明美（2・28）
▽つがる　平川　豊（3・2）
▽前橋　笠原　久（3・2）
▽御坊　小池佐左夫（3・3）
▽白山　永井徹史（3・6）
▽大野　永田正幸（3・6）
▽渋川　安力川信之（3・7）
▽各務原　足立孝夫（3・8）
▽大分　髙野博幸（3・10）

新庁舎落成

▽秩父市（埼玉県）
〒368－8686　埼玉県秩父市熊木町8－15
☎0494－25－5224
FAX0494－25－5229

議会所在地変更

▽鴻巣市（埼玉県）（本庁舎へ）
〒365－8601　埼玉県鴻巣市中央1－1
☎048－541－9001
FAX048－541－1327

4月5日現在の市区数

指定都市	20市
中核市	48市
施行時特例市	36市
一般市	687市
特別区	23区
計	814